

藤沢市民病院診療費等に関する条例の一部改正について  
 藤沢市民病院診療費等に関する条例の一部を次のように改正する。

2023年（令和5年）2月14日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市民病院診療費等に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市民病院診療費等に関する条例（昭和46年藤沢市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1入院期間が180日を超えた日以後の入院料（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第2条第7号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等にある者に係るものを除く。）の項の次に次のように加える。

多焦点眼内レンズ支給選定療養費	水晶体再建に使用する眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズの費用から診療報酬の算定方法による水晶体再建術において主に使用する眼内レンズ（その他のものに限る。）の費用を控除した額及び当該多焦点眼内レンズの支給に当たり必要となる検査（保険外併用療養費の支給の対象となる検査を除く。）の費用の額の合算額を基準として市長が定める額	多焦点眼内レンズの支給とは、厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第2条第11号に規定する多焦点眼内レンズの支給をいう。
-----------------	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、白内障の患者に対する水晶体再建に使用する多焦点眼内レンズの支給に係る選定療養費の額を新たに定める必要による。